

2016年度「経済支援奨学金制度」 申込の手引き

1. 趣旨
クリエイトで活動するメンバーのうち、意欲を持ちながらも経済的に活動への参加が厳しい者を対象として、奨学金を支給し、活動を支援することを目的とする。
2. 実施期間
2016年度から実施する。特に理事会の廃止決定の無い限り、毎年度実施する。
－ 5月31日（消印有効）までを特待申請書提出期間とする。
－ 6月15日までに特待申請結果を通知する。
3. 採用人数
予算内で支給できる人数の範囲内で支給します。
4. 応募資格
以下、すべてに該当するメンバー
 - ・ 活動に真摯な姿勢で臨むことを誓約できる者。
 - ・ 主たる家計支持者の市民税・県民税所得証明書を提出できる者。
5. 選考基準
市町村税非課税世帯であることが条件となります。また、予算内で支給できる人数以上の応募がある場合は、入会調書の内容をもとに、意欲が高いと推測できる者から優先して採択します。
6. 支給額
選考基準を基に段階を設定し、これに応じて支給額を定める。
特待段階1 15,000円（全額）
特待段階2 5,000円（1/3）
7. 支給期間
1年限りとする。ただし再採用を妨げない。
8. 支給方法
奨学生は法人との覚書を取り交わす。2017年3月に本人口座に振り込む。
9. 奨学金の廃止返納
次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を廃止する。
 - ・ 年度途中で活動参加を取りやめる場合。
 - ・ 活動休止届を提出した場合。次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を廃止することがある。
 - ・ 奨学生として相応しくない行動や言動をした場合。
 - ・ クリエイトまち塾の講義日に無断に欠席した場合。
 - ・ 活動に対する意欲が低いと事務局が推認した場合。
10. その他
申請書は適切に取り扱うこととし、市民税・県民税所得証明書については事実の確認のために使用し、確認後は返却いたします。

申請書提出先（郵送で受け付けます）

038-0015

青森県青森市千刈1丁目3-1-202

あおり若者プロジェクト クリエイト 事務局

締切：2016年5月31日（消印有効）

様式

2016年 月 日

特定非営利活動法人

あおり若者プロジェクト クリエイト

理事長 久保田 圭祐 殿

経済支援奨学金申請書

経済支援奨学金制度による奨学金給付を受けたいので申請します。

あてはまるものにチェックをしてください。

- 活動に真摯な姿勢で臨むことを誓約します。
- 市町村民税・県民税の非課税世帯です。

会員コード						
氏名						
同意者署名						印
主たる家計 支持者	父 ・ 母 ・ その他 ()					

※市町村民税・県民税所得証明書を添付すること。

(マイナンバー記載のないものを提出してください)